○文部科学省告示第四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣　下村　博文

| 上欄 | | 下欄 | |
|---|---|---|---|
| 名称 | 関係告示 | 所在地 | 地域 |
| 姉帯小鳥谷根反の珪化木地帯 | 昭和十六年文部省告示第百二十七号 | 岩手県二戸郡一戸町根反 | 別図の通り<br>備考　別図は省略し岩手県教育委員会及び一戸町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照） |

名勝　おくのほそ道の風景地
三崎（大師崎）
追加指定地域参考図




